

青警本刑企 第345号
青警本生企 第408号
青警本交企 第396号
青警本備一 第153号
平成28年11月28日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」の改正について

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）の運用については、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」の改正について」（平成22年7月20日付け青警本刑企第219号ほか。以下「旧通達」という。）をもって通達しているところであるが、この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、法が改正されたことに伴い、留意事項を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下本通達において、

- 「最高裁判所規則」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」（平成12年最高裁判所規則第6号）
 - 「通信傍受規則」とは、「通信傍受規則」（平成12年国家公安委員会規則第13号）
 - 「次長通達」とは、「通信傍受規則の制定について（依命通達）」（平成12年8月11日付け警察庁乙刑発第21号等）
 - 「書式例」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例の制定について（指示）」（平成12年7月5日付け最高検企第138号）
- をいうものとするほか、用語の意義は法、最高裁判所規則及び通信傍受規則に定めるところによる。

また、本通達は平成28年12月1日から実施することとし、同日をもって旧通達は廃止する。

担当：刑事企画課刑事部企画係

別添

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項

第1 傍受令状を請求することができる警察官の指定

1 青森県公安委員会規則による指定

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる警察官については、法第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、青森県公安委員会が指定する。

2 指定警察官への教養

法が傍受令状の請求権者を限定する趣旨は、通信の傍受が憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、捜索・差押え等の従来の強制処分とは異なり、継続的かつ密行的に行われることから、そのような捜査が真に必要な場合に限られるべきであり、その判断には、特に慎重を期すべきであるから、傍受令状の請求権者をより高い立場からの判断ができると思われる地位にある者に限定するというものである。

そこで、傍受令状の請求等を行うことができる警察官として指定した者については、傍受令状発付の要件、傍受令状の請求手続、傍受令状請求書の記載要領等に関する執務資料を配布するなど、その者が法の趣旨に沿った役割を迅速・的確に遂行し得るようするために必要な教養を行うものとする。

第2 傍受令状の請求

1 傍受令状の請求者

傍受令状の請求は、法第4条第1項の規定により青森県公安委員会が指定した警視以上の警察官のうち、傍受を行う事件の捜査全般の状況を最もよく把握している捜査幹部、すなわち、通常は捜査主任官にこれを行わせるものとする。

警察本部長は、傍受令状の請求に係る承認を求められたときは、こうした意味で適当な者が請求者となっているかについても、確認しなければならない。

2 傍受令状発付の要件たる事項

傍受令状の請求をするときは、傍受令状請求書によることとされたが（書式例様式第1号）、傍受令状請求書における「傍受令状発付の要件たる事項」とは、

- (1) 法別表第1又は別表第2に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において当該犯罪が数人の共謀によるもの（法別表第2に掲げる罪については、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われているものに限る。）であると疑うに足りる状況があるとき等、法第3条第1項各号のいずれかに該当する場合であること
- (2) 当該各号に規定する犯罪（第2号及び第3号にあっては、その一連の犯罪をいう。）の犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況があること
- (3) 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であることその他犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにするために傍受をする必要があること
- (4) 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号によって特定された通信の手段であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものであることをいう。

また、通信傍受規則第3条第1項及び第2項の「傍受の理由」とは、(1)、(2)及び(4)の要件をいい、「傍受の必要」とは、(3)の要件をいう。

そして、こうした要件が具備されているかを検討するに当たっては、法第1条に規定する法の目的（組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めること）も十分に考慮しなければならない（注）。

（注）平成11年7月29日参議院法務委員会

（漆原衆議院議員）

「最近、オウム真理教事件のような組織的な殺人だとか、あるいは暴力団等による薬物、銃器の不正取引事案、あるいは集団密航事犯などの組織的な犯罪が平穏な市民生活を脅かし、あるいは健全な社会の維持発展を著しく害しているという現状にかんがみますと、これに適切に対処して一般国民の人権を守るためには、この種の犯罪

の捜査手段として必要かつ最低限の範囲で通信傍受制度を認めることが必要であると考えます。

第1条に定める目的に、…『組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ』という文言を付加することによりまして、そのような本法案による通信傍受の制度の趣旨がより明確になり、今後、本法案の解釈、運用の指針となるだろうということを期待してこの文言を加えさせていただきました。」

(大森参議院議員)

「これは一つのある解釈の基準になります。

というのは、具体的場面でどうなるか、これは一律に言うことはできないんですけれども、例えば対象犯罪の中に単純所持が含まれております。…

ただ、私たちが心配いたしましたのは、この通信傍受という方法が組織犯罪対策であるといいながら、こういう解釈の基準がないがために、いわゆる末端の少量所持者、その摘発のみを目的として、つまり上へ突き上げる一つの端緒ではなく、最終的に末端のそういう少量所持者、単純所持者の摘発のみを目的として使われるおそれ、これを払拭できなかったわけでございます。

そういった意味で、こういうケースを想定しますと、この文言が入ることによって制約された、そして、これに反するような形はやはり乱用と評価されると思うのですが、刑事局長、そのような理解でよろしいでしょうか。」

(法務省松尾刑事局長)

「そのように理解しております。」

3 傍受令状請求書の記載事項に関する検討及び当該記載事項を明らかにする資料の添付

(1) 傍受の実施の方法及び場所

傍受令状請求書に傍受の実施の方法及び場所を記載するに当たっては、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を把握した上で、政府答弁で説明された法の趣旨（注）に照らして、傍受の実施が可能でありかつ最適な方法及び場所について検討する必要がある（通信傍受規則第3条第1項）。

そして、傍受令状の請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らかにしな

ければならない（通信傍受規則第3条第2項）。

（注）平成11年7月6日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「インターネットとサーバーとの間を接続している線、これが専用線ということを目指すといえますと、不特定多数の通信が行き来している専用線上で特定のメールアドレスにかかわる通信のみを捕捉することは、技術的な困難もありまして、そのような傍受を行うことは想定していないということになります。（中略）現在は技術的に不可能でできないというお答えですが、何らかの将来のことがありまして技術的に可能になれば、特定ができないがゆえにこの法律の適用はできないということを申し上げましたが、特定できればそれはできるということでございます。」

同月13日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「傍受の実施の場所は、電話局等通信事業者等の看守する場所におきまして、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等の立ち会いのもとに録音等の記録を行いながら実施するというのを法案は想定しているわけでございます。」

同月29日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「裁判所としては、最も適切な場所を選び、立会人その他のシステムを整えるわけでございますので、その当の警察の中で通信傍受を行うということは、この法律は全く想定しておりません。（中略）つまり、法律では許されないということでございます。」

同年8月3日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「傍受をしている場所自体、いろいろのことが考えられると思いますが、小さなプロバイダーのところ、傍受をする人たちが入れないとか機材を置けないというときになりますと、裁判所の判断としてはどうするかという問題になるわけですね。（中略）それでは隣の部屋に用意しましょうと、（中略）。警察が借りてその部屋でやることももちろんある。」

（2）傍受の実施の対象とすべき通信手段

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定する必要がある（注）。ただし、ホテルの客室の電話等内線を利用して行われる通信については、さらに、通信手段を、その内線番号や部屋番号で特定する必要がある。

また、一つの電話回線を複数人で共用している場合や複数の回線を利用してそれぞれ複数の固定電話で通信を行うことができる形態の電話につい

ても、犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信手段として特定される限り、傍受の実施の対象となり得るが、その通信手段が不特定多数の者によって犯罪に関連しない通信にも用いられているという場合は、当該通信手段を傍受の対象とした場合の弊害をも考慮すべきであり、通信手段が特定されたことから直ちにこれを傍受の実施の対象とすることは適当でない場合がある。

傍受の実施の対象とすべき通信手段については、当該通信手段が用いられている状況も可能な限り把握した上で、以上に述べた点に照らして、傍受の実施の対象とすることの適否を検討する必要がある（通信傍受規則第3条第1項）。

そして、傍受令状の請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、傍受の実施の対象とすべき通信手段に関し把握した事項を、捜査報告書等をもって、裁判官に対し明らかにしなければならない（通信傍受規則第3条第2項）。

(注) 平成11年7月13日参議院法務委員会（法務省松尾刑事局長）

「市内局番を単位としての傍受があるのかということでございます。そうした場合には不特定多数の者が当事者となる通信をいわば無差別に傍受することになりますので、犯人による犯罪関連通信に用いられる通信を特定したとは言えないということで、法的にそのような傍受の方法は許されておりません。（中略）一個のドメインの中には、（中略）多数のユーザー名が入っているということになります。多数のメールアドレスが置かれていると言いかえてもいいかと思いますが、ドメイン名を特定して傍受を行いましても不特定多数の者にあてた電子メールを無差別に傍受するということになります。したがいまして、犯人による犯罪関連通信に用いられる通信手段を特定したということが言えなくなります。法的には、そのような方法での傍受は許されないという結論になります。」

(3) 傍受ができる期間

傍受ができる期間については、必要な期間について十分に検討するとともに（通信傍受規則第3条第1項）、傍受令状請求書に記載した期間が必要であることを、具体的状況を記載した資料により、裁判官に対し明らかにしなければならない（同条第2項）。

4 傍受令状請求等に当たっての警察本部長の承認

法は、傍受令状の請求に係る判断を特に慎重に行わせるため、傍受令状の請求権者を限定したところであるが、通信傍受規則により、さらに慎重に判

断をさせ、かつ、組織的責任を明確にするため、警察本部長の事前の承認を得なければならないこととされた。

そこで、警察本部長の承認自体についてはもちろんのこと、警察本部長の承認に至るまでの間における組織的検討については、それが本来の趣旨にのっとり行われたかどうかを事後的に検証できるようにしておくことが極めて重要である。この趣旨から、事件指揮簿を活用するなどして、警察本部長を含め、各手続に関与した者が、それぞれ、どのような資料に基づきどのような判断をしたのかについて、明らかにしておかなければならない。

なお、傍受ができる期間の延長の請求、通知を発しなければならない期間の延長の請求並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求に当たっての事前の警察本部長の承認についても、同様である。

5 傍受令状の請求先等について

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求は、法第4条第1項及び第7条第1項の規定により、地方裁判所の裁判官に対して行うこととされているが、最高裁判所との協議の結果、当分の間、これらの請求は、青森地方裁判所本庁（以下「地裁本庁」という。）の裁判官に限定して行うものとするので、誤りのないようにされたい。

なお、法第20条第3項の規定による傍受の原記録の提出については、地裁本庁の裁判官に宛てて地裁本庁以外の支部（宿日直廃止庁の場合の夜間・休日を除く。）に提出することも可能であるので、その旨了知されたい。

第3 捜査主任官等

通信傍受規則第5条の規定により、警察本部長は、捜査主任官、傍受実施主任官及び通信記録物等管理者を指名するものとされたが、これは、その適正な遂行についての責任の所在を明らかにすることにより、傍受の実施、通信記録物等の管理等の適正に万全を期そうとするものである。

1 捜査主任官

傍受を行う事件の捜査について、全般を把握して捜査方針を立てるなどの職務は、極めて高い重要性を帯びることとなるため、通信傍受規則第5条第1項の規定により、警察本部長が捜査主任官を指名しなければならないこととされた。

通信傍受規則上は、捜査主任官となる警察官の階級に限定はないが、その職務の重要性、その統括下の捜査態勢の大きさ等から、通常、警視以上を捜査主任官として指名することが適当である。

なお、警察署長の指揮の下で捜査していた事件が、捜査の進捗により傍受

を行うこととなったときは、警察本部長が指揮すべき事件となることは当然であり、また、通信傍受規則第5条第1項の規定により、警察本部長が捜査主任官を指名し直さなければならないこととなる。

2 傍受実施主任官

傍受実施主任官は、最小化等に関する警察本部長の指示書の写しを携帯し、捜査主任官の命を受け、傍受の実施等に従事する職員を指揮監督するものとされている（通信傍受規則第5条第4項及び第6条第2項）。

具体的には、傍受実施主任官は、法第9条各項の規定による傍受令状の提示、法第10条第1項の規定による処分、法第11条の規定による協力の要請、通信傍受規則第10条第1項の規定による立会人に対する説明、法第19条第1項の規定による傍受をした通信の記録、法第20条第3項の規定による記録媒体の提出等の適正について責任を負うほか、最も重要な職務として、最小化等に関する警察本部長の指示等に従い、自らスポット傍受を行って適正に該当性判断をするなどの責任を負う。

このように、傍受実施主任官は、傍受の実施をしている間は、基本的には、傍受の実施の場所に位置して職務を行うことが予定されているので、例えば、中断なしで傍受の実施を何日も行うような場合は、警察本部長は、傍受実施主任官を複数指名して交代制で傍受の実施に当たらせるなどの適切な措置を講ずるものとする。

3 通信記録物等管理者

通信記録物等管理者は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助することとされ（通信傍受規則第5条第5項）、具体的な職務の内容は、「通信記録物等管理要領の制定について」（平成28年11月28日付け青警本刑企第346号ほか）のとおりである。

そして、通信記録物等管理者は、通信記録物等が作成されたときに通信傍受規則第21条第2項の規定による通知を受け、また、所要の出納手続等も行うこととなるため、通信記録物等管理者が不在の場合に、通信記録物等の適正な管理に間隙を生じさせないようにするため、警察本部長は、その不在の間に通信記録物等管理者の職務を代行すべき者をあらかじめ指名しておくなどの措置を講じなければならない。

また、通信記録物等の保管を継続している場合において、通信記録物等管理者として指名されている警察官が人事異動等をするときは、警察本部長は、後任の通信記録物等管理者を指名して業務を確実に引き継がせなければならない。

第4 最小化等に関する指示

1 スポット傍受の時間間隔

「通信傍受規則第6条第1項第1号に規定する時間の指定に係る基準について」（平成12年8月24日付け青警本刑企第235号ほか）に示されたところによること。

2 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

報道機関には、様々な形態のものがあり得るところであり、また、報道機関による取材及び報道機関に対する情報提供は、原則、報道に資することを前提としたものと考えられることから、個人の秘密を委託されることによつて成り立つ医師や弁護士等の場合（法第15条の規定により、その業務に関する通信の傍受が禁止されている。）と同一に論ずることはできない。

しかし、法による通信の傍受は、傍受令状により、高度の嫌疑が認められる特定の犯罪の実行、準備等の謀議、指示等の犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信手段を電話番号等で特定して行うものであるところ、報道機関には、犯罪に関する情報を含めて種々の情報が集約されるものであることから、たとえ報道機関が設置、使用している電話等に犯罪に関する情報が寄せられることが判明したとしても、そのような報道機関の特質に照らし、また、報道の自由を尊重するという観点からも、報道機関が設置、使用している電話等を傍受の実施の対象とすべきではない。ただし、報道機関が組織ぐるみで法別表第1又は別表第2に掲げる罪を敢行するような例外的な場合においては、その使用する電話等が犯人による犯罪関連通信に用いられるものと認定され、傍受の実施の対象となることもあり得る。

他方、被疑者が使用している電話を傍受の実施の対象としている場合に、たまたま、報道機関が取材のために電話をかけてきたというような場合においては、被疑者が犯行告白を行うなどしたために取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受等を開始しているという希有な場合を除き、取材のための通信であることが判明すれば、報道の自由を尊重するとの観点から、直ちに、傍受を終了しなければならない。

そこで、警察本部長は、犯罪の組織的背景、報道機関の一員の関与の状況等、傍受の実施をするまでの捜査により把握した状況に応じ、以上に述べた観点から必要な留意事項を指示するものとする。

3 その他傍受の実施の適正を確保するための事項

(1) 心構え

通信の秘密を尊重し、傍受の実施の適正を確保するため、次のような文章を、心構えとして盛り込まなければならない。

「ア 法令等の厳守

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、法は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第22条第5項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第28条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第30条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

さらに、犯罪捜査規範第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第7条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされている。

そこで、法令の規定、傍受令状の記載事項及びこの指示書にのっとして適正に傍受の実施をしなければ、傍受の結果得られた証拠の証拠能力が否定されかねないこと、通信の秘密侵害罪等による処罰や懲戒処分の対象となること等の可能性があることを銘記する必要がある。

イ 法令に準拠した慎重な判断

通信の傍受をしているときは、常に、傍受の根拠条項を明確に意識しておかなければならない。傍受をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められる可能性もある。スポット傍受をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受等の開始には慎重にならなければならない。」

(2) その他

第5の9で述べる事項のほか、傍受の実施をするまでの捜査により、例えば、傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段により医師等と通信が行われる可能性が認められる場合に、法第15条の規定の遵守を確保するため、当該医師等の電話番号等を記載してその旨を注意喚起するなど、具体的状況に応じ、傍受の実施の適正を確保するため必要な事項を指示に盛り込まなければならない。

なお、法第15条に列挙する職業に薬剤師は含まれていないが、国会での議論を踏まえ、その職業の特質に鑑み、医師に準じて取り扱うものとする。ただし、薬物事犯の中には、薬剤師が被疑者となっている事案もあり得ることから、判断をする際留意すること。

また、電子メール等の傍受に当たっては、第5の7(1)で述べる留意事

項についても、指示に盛り込まなければならない。

4 文書による指示

通信傍受規則第6条第1項の規定により指示するに当たっては、概ね別添1の内容の文書で指示すること。

第5 傍受の実施

1 傍受令状の記載事項の厳守等

通信の傍受が憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、捜索・差押え等の従来の強制処分とは異なり、継続的かつ密行的に行われるものであることから、法は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第22条第5項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第28条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第30条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定しているところである。

さらに、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第7条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされたが、その趣旨は、通信の傍受等の捜査を行うに当たり、通信の秘密を含め個人の自由及び権利の不当な侵害の絶無を期すことにある。

そこで、関連する法令・通達の規定等及び傍受令状の記載事項の厳格な遵守を確保するため、捜査主任官は、傍受の実施に従事する者に、必要な資料（傍受令状の写しを含む。）を熟読させ、かつ、携帯させなければならない。

2 傍受日誌の作成

傍受の実施の全過程において、警察官が行った事項及び生起した事項を、逐次、その時刻とともに認識したとおり正確に記録することは、傍受の実施の適正を確保するという観点から重要であるため、通信傍受規則第8条の規定により、傍受の実施に当たっては、逐次、法第21条第1項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施の状況を傍受日誌に記載するものとする事とされた。「その他当該傍受の実施の状況」には、法第9条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第10条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第11条又は第16条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第10条第1項の規定による立会人に対する説明の状況、同条第2項の規定により措置を講じた状況、法第16条第1

項の規定による電話番号等の探知の状況等が含まれる。

傍受日誌の様式は、別添2によるものとし、記載すべき事項をその時刻とともに認識したとおり正確に記載しなければならない。

なお、警察庁において開発した傍受のための機器は、

- 記録媒体の交換（媒体装着又は媒体取出し）の別及びその年月日時分秒
- 記録の開始及び停止の別並びにその年月日時分秒
- スポット傍受タイマーのカウントダウン開始及び終了の別並びにそれらの年月日時分秒
- 令状記載ボタン、外国語等ボタン、他犯罪ボタン、記録停止ボタンを押した年月日時分秒

等の履歴（ログ）を記録媒体内に自動的に記録する機能を有していることから、傍受日誌の作成は、これらの履歴（ログ）を活用しつつ行うものとする。

3 通信事業者等に対する配慮（通信傍受規則第9条第1項関係）

通信事業者等の事情についての理解を欠くと、通信事業者等に無用の負担を与えるような不適切な協力要請をすることになりかねず、また、傍受の実施の方法等についての通信事業者等との打合せにおいて、初歩的な事項の説明を繰り返し求めるなど、無用の迷惑を与えることとなりかねない。

そこで、警察庁において通信事業者と意見交換等を実施し、実施通信事業者のシステムの類型別の傍受の実施の方法及び場所等に関する執務資料を作成して個々に示すこととしているので、当該資料を事前に熟読した上で、通信事業者等との打合せ等に当たられたい。

また、傍受の実施の方法及び場所や立会人の確保等については、個別の事情を把握した上で適切な傍受を行い、かつ、通信事業者等の負担を軽減するという観点から、当分の間、傍受の実施までの必要十分な時間的余裕をもって、通信事業者等との間で打合せを行うものとする。

4 傍受のための機器等

(1) 電話（携帯電話等を含む。以下同じ。）

電話を用いた音声（ファクシミリ信号を含む。）による通信の傍受については、

- 法第19条第1項前段の規定による記録をしていないときは、傍受ができない仕組みであること
- 同時に2つの記録媒体（1は傍受の原記録、1は傍受記録作成用媒体）に記録をする機能を有すること
- 通信傍受規則第9条第2項の要件を満たすこと

- 通信傍受規則第11条第1項に規定する機能を有すること
- 傍受（記録）をしている間は、その旨及び捜査員が選択した傍受の種類が標示される機能を有すること
- 傍受（記録）をしている間は、記録の消去等を行うことができないこと

という要件を満たした機器を用いるものとし、具体的には、以上の要件を全て満たす機器として警察庁が開発した通信傍受法用記録等装置（以下「電話用記録等装置」という。）を用いるものとする。

また、電話用記録等装置の機能及び使用方法の詳細については、「通信傍受関係マニュアル【改訂版】」（平成22年7月20日発出）に記載のとおり、傍受の実施に当たる者は、あらかじめ、これを熟読しておかなければならない。

(2) IP電話

IP電話を用いた通信の傍受については、(1)と同等の要件を満たす機器として警察庁が開発したIP電話用記録等装置を用いるものとする。

(3) 電子メール

電子メールを用いた通信の傍受については、原則として、警察庁が開発した電子メール用記録等装置を用いて行うものとする。ただし、通信事業者側の事情等により当該装置が使用できない場合にあっては、メールアドレスによって特定された電子メールのみを傍受し、かつ、法第19条第1項前段の規定による記録をしないで傍受をするおそれがない方法、すなわち、対象とするメールボックスに着信する電子メールを記録媒体（傍受の原記録）に記録して傍受をし、その後、法第20条第2項の規定により、別の記録媒体を用いてその複製（傍受記録作成用媒体）を作成する方法によるものとする。

(4) 記録装置の故障等の場合の措置

電話用記録等装置、IP電話用記録等装置若しくは電子メール用記録等装置（以下「記録装置」という。）が故障し、又は何らかの理由により、前述した傍受の方法によることができなくなった場合は、直ちに、傍受の実施を中断しなければならない。

5 立会い

(1) 立会いの趣旨

立会人の役割は、次長通達の第2の5のとおり、

- 傍受のための機器の接続が令状で許可された通信手段になされているかどうかの確認

- 令状によって許可された傍受ができる期間及び時間等が遵守されているかどうかの確認
- スポット傍受が適正な方法で行われているかどうかの確認
- 傍受をした通信がすべて録音されているかどうかの確認
- 法第20条第1項に規定による封印

である。ただし、立会人が、通信の内容を聴取・閲覧すること等を、法は予定していない。

また、法第12条第1項の規定により、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等を立ち合わせることができないときに地方公共団体の職員を立ち合わせることとされていることから明らかなとおり、傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等を立ち合わせるのが原則である。

さらに、電気通信設備の保全、通信事業の適正な遂行を確保するため、傍受の実施に立ち会うことは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等にとっての権利でもあると考えられる。

(2) 立会人の確保

傍受の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないため、立会人の休憩時間等を考慮すると、中断なく傍受の実施をするためには、通常、立会いのための人員を複数確保しておくことが必要であるし、立会人の疲労等を考慮して適当な時間間隔で交代させることも必要となる。その際、新たに立会人となろうとする者に対しては、通信傍受規則第10条第1項の規定による説明をしなければならないので、そのための時間も十分に見込んでローテーションを組むなどしなければならない。

そして、傍受の実施に当たっては、(1)で述べた趣旨を踏まえ、かつ、通信事業者等の事情も理解しつつ、あらかじめ、通信事業者等との間で、立会いのために必要な人員の確保について打合せをするものとする。そして、通信事業者等において人員確保が困難であるために地方公共団体の職員を立ち合わせるときにおいても、立会人の役割に鑑みると、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等と組み合わせて立ち合わせるなどの配慮をしなければならない。

いずれにしても、立会人が確保できないこととなったときは、傍受の実施を中断しなければならない。

(3) 立会人に対する説明

通信傍受規則第10条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を立会人に説明すべきこととされたのは、(1)で述べた立会人の役割の重要性に鑑み、その適切な立会いに資するためである。したがって、捜査主任官は、

別添3を参考にして立会人に対する説明の要領を作成し、傍受実施主任官に命じて、当該要領に基づいて分かりやすく説明を行わせるようにしなければならない。

傍受実施主任官は、立会人に説明したときは、説明を十分に理解したかどうかを立会人に確認し、十分理解したと答えた場合は、立会人に対し、その旨を所定の用紙に記載して署名することを求めなければならない。

また、説明の内容及びその状況については、傍受日誌（通信傍受規則第8条）、傍受調書（同規則第19条）に記載するなど、明らかにしておかななければならない。

(4) 立会人の意見

(1)で述べたとおり、立会人は言わば外形的事項についてのチェックを行うこととされており、法第12条第2項の規定による立会人の意見は、こうした外形的事項について述べられることとなる。そして、立会人の意見が述べられたときは、通信傍受規則第10条第3項の規定により、立会人に意見書（書式例様式第3号）の提出を求めなければならないこととされ、他方、立会いをしていた期間中に立会人の意見が述べられなかったときは、通信傍受規則第10条第4項の規定により、立会人にその旨を記載した意見書の提出を求めなければならないこととされているが、立会人が複数の場合は、立会人ごとに意見書の提出を求める必要がある。

また、傍受実施主任官は、立会人の述べた意見と意見書に記載された内容に相違がないかどうかを確認するものとし、相違がある場合は、立会人の真意を確認し、その真意を意見書に反映させるよう立会人に対し求めるものとする。

傍受実施状況書（通信傍受規則別記様式第2号）を裁判官に提出するときは、通信傍受規則第18条第2項の規定により、当該意見書を添えて行わなければならないこととされているので、傍受実施状況書の「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下『法』という。）第12条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄については、立会人が述べた意見が意見書に十分反映されている場合には、「別添意見書のとおり。」等と記載すれば足りる。これに対し、立会人が述べた意見が十分に意見書に反映されていない場合は、警察官において、同欄に、添付した意見書を引用した上でこれを補充すべき事項を記載するものとする。

(5) 立会人であった者の保護

法令の規定により立会人の氏名等を書面に記載すべきことは当然としても、立会人であった者の氏名又はこれらを推知されるような事項については、みだりに公にしてはならない。

また、万が一、立会人であった者に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、必要に応じ、その者の保護のための措置を講じなければならない。

6 スポット傍受

(1) 具体的手順

電話用記録等装置及びIP電話用記録等装置においては、通話が開始されると自動的にスポット傍受が開始されるよう設定できるほか、手動によってもスポット傍受を開始することができる。

そして、令状記載傍受、外国語等傍受又は他犯罪傍受を開始するときは、該当のボタンを押さなければならない。

一方、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである通信が行われていると認めるに至ったときは、スポット中断ボタンを押すものとする。ただし、法第15条の規定により傍受が禁止されている通信又は第4の2で述べた取材のための通信が行われていると認めるに至ったときは、記録停止ボタンを押すことにより、傍受を終了しなければならない。

なお、スポット傍受を開始した後、これらのボタンが押されない場合は、あらかじめ設定した時間間隔で、スポット傍受とスポット中断が繰り返される。

(2) 慎重な判断

通信の傍受をしているときは、常に、傍受の根拠条項を明確に意識しておかなければならない。そして、傍受をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められることも銘記しておかなければならない。スポット傍受をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受等の開始には慎重にならなければならない。

(3) 該当性判断に資する事項の考慮（通信傍受規則第11条第2項関係）

法第3条第1項の要件（とりわけ補充性の要件）があることを疎明して傍受令状を請求するのであるから、それまでの捜査により、犯罪の組織的背景等については相当程度明らかになっているはずであり、捜査主任官は、これらを整理して適当な資料を作成し、傍受実施主任官に携帯させるなどの措置を執るものとする。また、傍受の実施がある程度長期にわたるような場合は、捜査主任官は、傍受記録を元に、それまでに令状記載傍受をした通信の内容のうち、その後の該当性判断に資する事項を抽出して、傍受実施主任官に携帯させる資料に含ませるようにするものとする。

また、スポット傍受に当たって考慮すべき事項として、既に傍受をされ

た通信の内容が挙げられているが、傍受の実施を続けることにより、傍受の実施の対象とすべき通信手段における通信の内容のパターン、例えば、特定の相手方との通信については傍受すべき通信である確率が低いこと等が把握されることが考えられるが、こうした事項を考慮することは最小化の観点から有益であること、同一の通話の中でも、既に行われた通信の内容を考慮することは、該当性判断を速やかに行うことが可能となり、最小化の観点から有益であること等の理由によるものである。

そのほか、「その他スポット傍受をしている通信の該当性判断に資する事項」としては、法第16条第1項の規定により探知をした通信の相手方の電話番号等が挙げられる。

(4) その他

他犯罪傍受の適切な実施や法第15条の規定の遵守を担保するために必要な事項を、1の資料に含ませるものとする。

7 外国語等通信についての該当性判断

(1) 必要最小限度の範囲の翻訳等

通信傍受規則第13条第1項の規定により、外国語等通信について、むやみにその全部を翻訳するといったことは適当ではなく、スポット傍受の時間間隔に関する警察本部長の指示を参考にしつつ、冒頭の一部に限って翻訳して該当性判断を行い、判断がつかない場合には、翻訳しない部分を残した上で、次の一部を翻訳するなどの方法によるべきである。また、電子メールについても、同様に、冒頭の一部に限って判読して該当性判断を行い、判断がつかない場合には、判読しない部分を残した上で、次の一部を判読するなどの方法によるべきである。

また、ファクシミリを用いた通信については、電話用記録等装置により外国語等通信として一旦全部が傍受（外国語等傍受）され、記録媒体に記録されるが、その後において行うこととなる復元、閲覧についても同様の方法によるべきである。

(2) 電子メール等についての該当性判断等

通信傍受規則第13条第2項の規定により、外国語等通信であって、傍受の実施の場所でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われたもの（電子メールがその典型である。）については、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て傍受記録の作成等を行わなければならないこととされている。

電子メールに添付されるファイルについても、添付される可能性があるファイルを広く予測し、これを復元することができるようなソフトウェア

を準備しておくなどして（この場合を含め、記録装置に対するソフトウェアの追加は行ってはならず、記録装置以外の機器を用いるものとする。）、できる限り、通信傍受規則第13条第2項の規定による傍受記録の作成等をするようにしなければならない。

また、ファクシミリ専用電話についても、記録装置の傍受記録作成機能に係る部分を傍受の実施の場所に持ち込むなどの措置を講じ、通信傍受規則第13条第2項の規定による傍受記録の作成等を行うことができるようにしなければならない。

(3) 翻訳等の嘱託をする場合の措置

通信傍受規則第13条第3項の措置の例としては、翻訳等を行う場所を警察施設に指定すること、警察職員を立ち会わせること、不必要にメモ等を行うことがないように注意を与えること等が考えられる。

(4) 翻訳等の状況の記録

通信傍受規則第13条第4項の規定による書面の様式の例を示すと、別添4のとおりである。

8 相手方の電話番号等の探知

(1) 探知の要件

法第16条各項の規定による通信の相手方の電話番号の探知は、同条第1項の要件に該当する通信について行うことができるものであり、通話開始前には、同項の要件に該当するかどうかの判断ができないことから、別の令状なしで発信・着信の相手方の電話番号を探知することは許されない。

したがって、電話用記録等装置は、アナログ方式の固定電話をMDF（主配線盤）において傍受をする場合に回線制御信号（設定に係るものに限る。）を履歴（ログ）として記録する機能を有しているが、別の令状なしでPB信号（押しボタン）又はナンバーディスプレイ情報を記録の対象として設定してはならない。

なお、オンフック（受話器下ろしに係る信号）、オフフック（受話器上げに係る信号）、リングバックトーン（発信者に呼出中であることを知らせる呼出音に係る信号）及びリンガー（着信側に呼び出されていることを伝える呼出信号）については、傍受の実施（法第5条第2項参照）として、これらを記録することができるため、別に令状を必要としない。

(2) 傍受の実施の場所以外の場所における措置の要請

法第16条第3項の規定による要請は、傍受の実施の場所以外の場所における措置に係るものであることから、同条第2項の規定による要請の場合とは異なり、要請を受ける通信事業者等がどの通信について傍受の対象と

されているかを承知していないことがあるため、通信傍受規則第14条の規定により、当該要請に係る通信を特定するために必要な事項を告知して行うこととされた。「必要な事項」は、傍受の実施の対象としている通信手段（電話番号等により特定）、通信の開始時刻等が考えられる。

また、要請を受けた通信事業者等が適切に対応するためには、当該要請が傍受令状に基づく傍受の実施をしている警察によるものであることを、通信事業者等が確認できるようにすることが必要な場合もあり得る。そこで、要請の際に傍受令状に記載された裁判官の氏名、傍受ができる期間等を告知すること、通信事業者等からの回答を警察本部等に設置された特定の内線番号の電話に対して行うよう連絡すること等、適当な措置を執る必要がある。

9 傍受の実施の終了

法第18条の規定により、傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならないこととされているため、警察本部長は、傍受の必要等がなくなっていないかどうかの判断の適正を確保するための措置について、通信傍受規則第6条第1項第3号の規定により文書により捜査主任官に指示するものとする。

これを受け、捜査主任官は、警察本部長の指示に従い、傍受実施主任官から報告された令状記載傍受をした通信の内容、傍受が行われている事件の捜査の状況等を考慮し、傍受の理由又は必要がなくなっていないかどうか常に注意しなければならない。

また、傍受すべき通信に該当する通信が行われない状態がある程度継続するような場合には、捜査主任官は、傍受実施主任官に対し、誰が通信の当事者となっているかについて報告を求めるなどして、傍受の理由又は必要について検討しなければならない。

10 傍受実施状況書、他犯罪通信該当書の提出

傍受実施状況書（通信傍受規則別記様式第2号）は、傍受の実施の適正を担保するとともに、裁判官が、傍受の原記録の聴取及び閲覧等をさせる際に関係部分を特定するための資料（最高裁判所規則第15条第3項）、裁判官が傍受ができる期間の延長請求を許可するか否かを判断するための資料（法第21条第1項）又は他犯罪傍受に関する裁判官の事後審査の判断の基礎（同条第2項）となる。

傍受をしている警察官において要件に該当すると認めて他犯罪傍受をした

ときは、法第21条第2項の規定による裁判官の審査を受けなければならない、また、裁判官が、他犯罪傍受をした通信が法第14条の要件に該当するかどうかを審査する際、その求めがあった場合は、傍受記録を裁判官に聴取又は閲覧させるものとする。

また、傍受実施状況書を提出した時点において内容の復元等ができていなかった通信について、傍受実施状況書を提出した後、その内容の復元等をしたところ他犯罪通信に該当すると認めるに至ったときも、法第21条第2項の規定による裁判官の審査を受けなければならないことから、通信傍受規則第18条第3項の規定により、遅滞なく、他犯罪通信該当書（同規則別記様式第3号）を提出しなければならないこととされた。この場合も、傍受実施状況書の提出時と同様の措置が求められる。

11 傍受調書の作成

通信傍受規則第19条の規定により、傍受の実施をしたときは、その状況を明らかにした傍受調書（書式例様式第4号）を作成しなければならないこととされたが、その「その他傍受の実施の経過」欄には、法第9条各項の規定による傍受令状の提示の状況、法第10条第1項の規定による電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、法第11条又は第16条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、通信傍受規則第10条第1項の規定による立会人に対する説明の状況、同条第2項の規定により措置を講じた状況、電話番号等の探知の状況等について記載するものとする。

また、傍受調書には、傍受をした通信の記録の内容は記載しないものとする。

なお、傍受をした通信の記録の内容を逐語的に記載した資料を作成する必要がある場合の書面の様式については特に定めが置かれていないので、別の捜査書類に適宜の方法で記載するものとする。

第6 法第20条第1項の封印の具体的方法等

取り外した傍受の原記録用媒体について、法第20条第1項の規定により立会人に封印を求めるなどの手順は、次のとおりとする。

1 傍受の原記録用媒体への署名等

通信傍受規則第15条第1項の規定による傍受の原記録用媒体への署名等は、司法警察員（原則として、傍受実施主任官とする。）において、傍受の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第19条第1項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載し

て署名押印した粘着式ラベルを貼付する又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行うものとする。

なお、粘着式ラベルについては、市販のシール等、適宜のものを使用すること。通信傍受規則第17条の規定による傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様の方法によるものとする。

2 立会人による封印

所定の粘着式紙片（別添5）に、立会人に、封印の年月日時分及び当該記録媒体の残容量（時間（時分秒）又は空き領域（バイト））を記載させて署名押印させるものとする。そして、記録媒体を収納した容器（以下「ケース」という。）の開閉される部分にまたがるように当該粘着式紙片を立会人に貼付させるものとする。

次に、ケース、粘着式紙片又はシールを破損しない限りケース内の記録媒体の取り出しが不可能となるような方法で、当該粘着式紙片の上から所定のシール（別添6）を立会人に貼付させるものとする。

以上の粘着式紙片及びシールの貼付の方法について図解すると、別添7のとおりである。

3 裁判官に対する提出

傍受の実施の適正を図るため、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされている（法第20条第3項）。この記録媒体を傍受の実施の場所から警察施設に持ち帰るなどした場合には、無用の疑念を生じさせかねないので、これを一時警察施設に持ち帰ること等はすべきでない。

また、短い時間とはいえ、傍受の実施の場所に置いておかざるを得ない場合もあり得るが、そうした場合であっても、封印された傍受の原記録を立会人から常時見える場所に置くなどの措置を講じ、その状況を傍受日誌等に明らかにしておかなければならない。

なお、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第9号）その2「裁判官への記録媒体（傍受の原記録）の提出」欄中に受領印欄があるが、これは、最高裁判所との協議により、傍受の原記録の提出を受けた裁判所から押印を受けるために設けられたものである。そこで、傍受の原記録の提出に当たっては、当該簿冊を持参し、該当欄に受領印の押印を受けるものとする。

第7 事後手続

1 通信の当事者に対する通知

(1) 確実な通知の実施

法第23条の規定による通知は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、傍受をされた通信の内容を確認する機会及び不服申立てをする機会を十分に保障し、違法な処分が行われた場合の救済を図るとともに、通信の傍受の適正を担保しようとするものであるから、遺漏なく行う必要があることを受け、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第9号）その2に「通信の当事者に対する通知」欄を設け、傍受記録を作成したときは、法第23条の規定による通知をしなければならない者を明らかにし、その後も当該通知の状況等を明らかにしておかなければならないこととされたものである。

(2) 通知の方法

法第23条の規定による通知を行わなければならないのは、傍受記録に記録されている通信の当事者であり、これらの者は、傍受すべき通信に該当する通信等、法第22条第2項各号に掲げる通信の当事者であるから、被疑者又は参考人として、取調べを行うこととなると考えられる。したがって、法第23条の規定による通知は、原則として、警察職員が傍受通知書（通信傍受規則別記様式第5号）を通信の当事者に直接交付することにより行うものとする。また、傍受通知書を交付することにより通知をした場合においては、あらかじめ受取証を準備しておき、通知を受けた者に署名押印を求めるなど、通知が行われたかどうかについて紛議が生じないようにするため、適当な措置を執るものとする。ただし、法の定める期間内に傍受通知書を交付することが困難な場合は、配達証明郵便に付して行うものとする。

(3) 通知を発しなければならない期間の延長

通知を発しなければならない期間の延長の請求は、傍受記録に記録されている通信の当事者ごとに行うものとし、当該当事者に係る通信が複数ある場合は、各通信が記録されている傍受記録及び記録されている部分を特定するに足りる事項を資料にまとめ、これを通信傍受規則第23条第4項の規定により添付する資料に含めなければならない。

2 警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等

警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等に係る事務については、捜査主任官の指揮を受け、以下の点に留意しつつ、行うものとする。

(1) 通知を受けた通信の当事者であることの確認

1 (2)で述べたとおり、通知を受けた通信の当事者については、被疑者又は参考人として、捜査過程において人定事項が明らかにされることとな

るが、いずれにせよ、無関係の者に傍受記録の聴取等を行わせてはならないので、通信傍受規則第24条第1項の規定により、傍受記録の聴取等しようとする者が通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならないこととされた。

(2) 傍受記録の破棄等の防止

法第24条の規定による傍受記録の聴取等は、通知を受けた通信の当事者の権利であるが、当該通信の当事者による傍受記録の破棄、当該通信以外の通信に係る部分の聴取等を防止する必要があるため、通信傍受規則第24条第2項の規定が設けられたものである。

同項の所要の措置としては、聴取、閲覧又は複製の作成のための機器の操作を警察職員が行うこと等が考えられる。

(3) 複製の作成の用に供する記録媒体

法第24条の規定による傍受記録の複製を作成をしようとする者に対しては、あらかじめ、警察において複製可能な記録媒体を持参するように連絡するものとする。

また、傍受記録は暗号化されているため、記録装置を用いて復号化した上で、持参した記録媒体に複製を作成するものとする。

(4) 裁判官からの照会への対応

原記録保管裁判官は、法第24条の規定による傍受記録の聴取等の状況を確認する必要がある場合があるため（法第25条第1項）、原記録保管裁判官から警察に対し傍受記録の閲覧及び聴取等の状況について照会がなされたときは、通信傍受手続簿（通信傍受規則別記様式第9号）その5に基づき、回答しなければならない。

第8 様式について

通信傍受規則において規定された様式については、最高裁判所等関係機関とも協議の上、その用紙の規格を日本工業規格A列4番とするので、誤りのないようにすること。

なお、通信傍受規則別記様式第1号から第8号まで（第2号にあっては、その2及びその3を除く。）の様式については、枠組みを省略したり、必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用したりすることは、差し支えない。

第9 その他

1 関係資料の写しの保存

傍受令状の請求に関する捜査書類、傍受の実施の状況に関する捜査書類その他傍受が行われた事件に関する捜査書類については、法又は通信傍受規則

の規定により消去しなければならない記録に係るものを除き、その写しを作成して保存しておくものとする（犯罪捜査規範第273条）。

2 記録装置の保管・管理

記録装置は、決して目的外に使用されることのないように、警察本部刑事企画課長の責任において、施錠できる施設において保管・管理するものとする。ただし、警察本部長が適当と認めるときは、傍受を行う事件の捜査を担当する所属長をして、施錠できる施設において保管・管理させることができるが、この場合であっても、警察本部刑事企画課長は、随時、点検・確認することにより、記録装置の保管・管理の状況を把握しておかなければならない。

3 警察庁に対する報告等

(1) 報告、指導等

傍受を行う事件の捜査担当部門は、警察庁の対応する部門に対し、傍受令状の請求前、傍受ができる期間の延長の請求前、傍受の実施の終了時その他傍受を行う事件の捜査の節目において、所要の事項を報告するものとする。

(2) 国会への報告等のための報告

警察本部刑事企画課は、法第29条の規定により国会への報告等を行うべき事項を取りまとめの上、警察庁刑事局（刑事企画課刑事指導室）に対し、報告するものとする。

最小化等に関する指示書モデル（ゴシックは、不動文字。）

捜査主任官 ○○○○ 殿

青森県警察本部長 ○○○○

被疑者○○○○による○○○○○○○○○事件の捜査のため、裁判官の傍受令状に基づき行う電話番号○○○○○○○○○に係る傍受の実施に関し、以下のとおり指示する。

1 心構え

(1) 法令等の厳守

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであること等から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）は、傍受の要件・手続を厳格に定めるとともに、法第22条第5項において傍受記録に記録された通信以外の通信の内容の他人への告知又は使用の禁止を、法第28条において関係者による通信の秘密の尊重等を、法第30条各項において通信の秘密を侵す行為の処罰等を規定している。

さらに、犯罪捜査規範第3条により法令等の厳守が規定され、また、通信傍受規則第7条の規定により、傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならないこととされている。

そこで、法令の規定、傍受令状の記載事項及びこの指示書にのっとり適正に傍受の実施をしなければ、傍受の結果得られた証拠の証拠能力が否定されかねないこと、通信の秘密侵害罪等による処罰や懲戒処分の対象となること等の可能性があることを銘記する必要がある。

(2) 法令に準拠した慎重な判断

通信の傍受をしているときは、常に、傍受の根拠条項を明確に意識しておかなければならない。傍受をした各通信については、各根拠条項に該当すると判断した理由の説明を公判等で求められる可能性もある。スポット傍受をしている通信が、傍受すべき通信等に該当するかもしれないがはっきりしないというようなときは、令状記載傍受等の開始には慎重にならなければならない。

2 スポット傍受の時間間隔

スポット傍受を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受の開始時から

____以内にスポット傍受を中断しなければならない（中断後は、②に移行）。

② 中断の時点から____が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受を再開するものとする（再開後は、③に移行）。

③ スポット傍受を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受の再開時から____以内にスポット傍受を中断しなければならない（中断後は、②に移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

① この終了時から____を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする（開始後は、②に移行）。

② スポット傍受を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受は、仮に確認がつかないとしても、開始時から____以内に中断しなければならない（中断後は、①に移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである場合に直ちにスポット傍受を終了することはもちろんのこと、法第15条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受を終了するようにしなければならない。

3 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合に留意すべき事項

今回の被疑事実については、共犯者の中に報道機関等の者が含まれているという状況は認められない。

したがって、報道の取材のための通信と認められた場合には、被疑者が犯行告白を行うなどしたために、取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受等を開始しているという希有な場合を除き、直ちに、傍受を終了しなければならない。

4 その他傍受の実施の適正を確保するための事項

(1) 医師等との間の通信について

医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人又は宗教の職にある者との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、決して傍受をしてはならない（法第15条）。

また、薬剤師についても、医師に準じて取り扱わなければならないが、薬物事犯の中には薬剤師が被疑者となっている事案もあり得ることから、慎重に判断すること。

これまでの捜査により、被疑者は、医師〇〇〇〇（電話番号〇〇〇〇）との間で通信を行う可能性があることが判明している。したがって、当該電話番号との間の通信については、法第15条の規定に違反しないように、特に、注意しなければならない。

(2) 該当性判断のため考慮すべき事項

スポット傍受の最小化を図るため、次の事項を考慮しなければならない。

○ 傍受の実施を続けることにより把握された、傍受の実施の対象とすべき通信手段における通信の内容のパターン（例えば、特定の相手方との通信については傍受すべき通信である確率が低いこと等が把握されることが考えられるが、こうした事項を考慮することは最小化の観点から有益である。）

○ 同一の通話において、既に行われた通信の内容

○ 法第16条第1項の規定により探知をした通信の相手方の電話番号等

(3) メモ等の作成について

メモ等の作成は、必要最小限度の範囲にとどめなければならない。そして、メモ等を作成する場合でも、備忘録等によるのではなく、所定の書面を用いて作成しなければならない。

(4) 記録装置の故障、立会人の不在等の場合

記録装置が故障し、又は何らかの異常を感じた場合は、直ちに、傍受の実施を中断しなければならない。立会人が不在となる場合も同様である。

(5) 傍受の実施の終了

傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受ができる期間内でも傍受の実施を終了しなければならないが、この判断は、捜査主任官が、令状記載傍受をした通信の内容、当該事件の捜査全般の状況等を考慮して行うものとする。そこで、傍受実施主任官は、逐次、必要な事項を捜査主任官に対し報告しなければならない。

(6) 判断に迷った場合の措置

予想外の事態が発生し、どう対処すべきか判断に迷った場合は、直ちに、

傍受の実施を中断した上で捜査主任官の判断を求めるように指示しておかなければならない。捜査主任官にあっても、判断に迷ったときは、順を追って本職に判断を求めなければならない。

(記載例：ゴシックは、不動文字)

その1 (電話用) 傍受日誌 (年 月 日 天候)					
傍受の実施の対 とされた通信手象 段					
通話 開始	傍受 開始 (種別)	傍受 終了	通話 終了	発着	その他の事項
					1630：〇〇〇〇に対し傍受令状の提示。 1631：〇〇通信事業者の〇〇施設に立入り。 1632：立会人となる〇〇〇〇、〇〇〇〇に別添要領に 基づき説明。
					1655：記録媒体の装着。
					1700：傍受の実施の開始。従事者：別添のとおり。
170528	左同 ス			着	相手01-1111-1111 (当事者は、〇〇と××)
	171027 令	171537	左同		
172034	左同 ス	172100	172248	発	相手090-1111-1111 (当事者は、〇〇の弟と不詳者)
180438	左同 ス			着	相手02-2222-2222 (当事者は、〇〇と××)
	180517 令				
	180732 ス	180828	180900		
181249	左同 ス	181438		発	1810：記録媒体の取り外し及び装着。 1811：封印：立会人〇〇〇〇 相手不明 (当事者は、〇〇と不詳者)
	181522 ス	181620	左同		
					2000：立会人となる××××、××××に別添要領に 基づき説明。 2025：××××、××××が立会いを開始。 2026：立会人〇〇〇〇、〇〇〇〇が立会いを終え、意 見がない旨の意見書を提出(別添)。

(記載例：ゴシックは、不動文字)

傍受日誌の記載要領（例）

1 電話用

(1) 通話開始欄

通話が開始された時刻（午後 6 時40分30秒の場合は、「184030」と略記。以下同じ。）を記載する。

(2) 傍受開始（種別）欄

傍受を開始（再開）した時刻及び傍受の種別を記載する。

スポット傍受を終了して令状記載傍受等を開始した場合においても、令状記載傍受等を開始した時刻及び傍受の種別を記載する。

傍受の種別については、スポット傍受、令状記載傍受、外国語等傍受、他犯罪傍受を表示する記号として、それぞれ、「ス」、「令」、「外」、「他」を用いる。

(3) 傍受終了欄

傍受を終了（中断）した時刻を記載する。

(4) 通話終了欄

通話が終了した時刻を記載する。

(5) 発着欄

傍受の実施の対象とされた通信手段からの発信の場合は「発」と記載し、当該通信手段への着信の場合は「着」と記載する。

(6) その他の事項

以下の状況を簡単に記載する。

- 傍受令状の提示
- 通信事業者等の施設への立入り
- 立会人に対する通信傍受規則第10条第1項の規定による説明
- 立会人の交代、意見書の提出、意見に対する措置
- 傍受のための機器の接続その他の通信傍受法第10条第1項の規定による処分
- 通信傍受法第11条又は同法第16条第2項の規定による通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況
- 傍受の実施の開始、中断及び終了
- 傍受の実施に従事した警察職員（交代等をしたときは、逐次、その状況を記載）
- 通信の両当事者の氏名等（明らかでなければ、その特定に資する事項）
- 他犯罪傍受については、他犯罪通信に該当すると認めた理由

- 記録媒体の交換（装着、取り外し）
- 立会人による封印
- その他

2 電子メール用

(1) メール受信欄

電子メールを受信する側のメールボックスにおける受信の時刻を記載する。

(2) 傍受欄

傍受（記録）をした時刻を記載する。

(3) 複製の作成欄

複製の作成をした時刻を記載する。

(4) 封印（立会人）欄

立会人が封印をした時刻、封印をした立会人の氏名を記載する。

(5) 傍受記録作成欄

傍受記録を作成した時刻を記載する。また、電子メール中に、令状に記載された傍受すべき通信があれば「令」と、外国語等通信があれば「外」と、他犯罪通信があれば「他」と、これらの通信がなければ「無」と記載する。

(6) その他の事項

1 (6)に準じて記載する。

立会人に対する説明要領（モデル）

これから、適切な立会いをするために参考となるべき事項を御説明します。説明書を御覧ください。

1 通信傍受法第12条、第20条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第12条第1項の規定により、傍受の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- ① 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- ② スポット傍受の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- ③ 傍受をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第19条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第12条第2項の規定により、警察官に対し当該傍受の実施に関し意見を述べるができることとされ、通信傍受規則第10条第2項の規定により、立会人の意見が述べられたときは、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第20条第1項の規定により、記録媒体の交換をしたときは、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

傍受の実施の方法及び場所は、〇県〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店において、記録装置をMDFの〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇日間です。

3 傍受のための機器（記録装置）の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

傍受をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット傍受が中断されます。

(2) 画面表示等（別添1の図（省略）を御覧ください。）

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

傍受中は「記録中」と赤色表示され、傍受をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」と「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。そうすると、「令状記載」と「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

4 スポット傍受の時間間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受を行うこととしています。

（指示の内容）

スポット傍受を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受の開始時から____以内にスポット傍受を中断しなければならない（中断後は、②に移行）。

② 中断の時点から____が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受を再開するものとする（再開後は、③に移行）。

③ スポット傍受を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受の再開時から____以内にスポット傍受を中断しなければならない（中断後は、②に移行）。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

① この終了時から____を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする（開始後は、②に移行）。

② スポット傍受を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認

をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受は、仮に確認がつかないとしても、開始時から____以内に中断しなければならない（中断後は、①に移行）。ただし、話者・話題の転換を認めただために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである場合に直ちにスポット傍受を終了することはもちろんのこと、法第15条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第20条第1項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受の実施を中断したとき
- 傍受の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めるとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添2の図（省略）を御覧ください）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、更にその上から、当方で用意したシール（透明で、剥がすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれらを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察においては、必要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第28条）ことに注意してください。

以上の説明に対し、質問があればお答えいたします。また、説明が理解いただけましたら、説明書の末尾に署名をお願いいたします。説明書は、立会いの終了の際に、お返してください。

1 通信傍受法第12条、第20条その他の立会人に係る主要な法令の規定

通信傍受法第12条第1項の規定により、傍受の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされています。

そして、立会人には、

- ① 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件
- ② スポット傍受の時間・間隔に関する警察本部長の指示
- ③ 傍受をした通信については全て記録しなければならない旨の通信傍受法第19条第1項の規定

等の遵守状況を確認していただきます。

そして、立会人は、通信傍受法第12条第2項の規定により、警察官に対し当該傍受の実施に関し意見を述べるができることとされ、通信傍受規則第10条第2項の規定により、立会人の意見が述べられたときは、警察官は、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならないこととされています。意見がある場合には、所定様式の意見書に意見を記載していただき、意見がない場合には、その旨を意見書に記載していただくこととなります。

また、通信傍受法第20条第1項の規定により、記録媒体の交換をしたときは、立会人にその封印を求めなければならないこととされています。封印の方法については、後で説明します。

2 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

傍受の実施の対象とすべき通信手段は、〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇番の電話番号の電話です。

傍受の実施の方法及び場所は、〇県〇市…所在の〇〇株式会社〇〇支店において、記録装置をMDFの〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇の電話番号の回線に接続することにより実施するというものです。

傍受ができる期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇日間です。

3 傍受のための機器（記録装置）の概要及びその使用方法

(1) 基本的事項

傍受をした通信については全て2つの記録媒体に同時に記録します。記録していないとき等は、傍受できない仕組みになっています。

スポット傍受を開始した時点からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的にスポット傍受が中断されます。

(2) 画面表示等（別添1の図（省略）を御覧ください。）

捜査員の作業状況が記録装置の画面に標示されます。

傍受中は「記録中」と赤色表示され、傍受をしていないときは「中断・停止中」と緑色表示されます。

スポット傍受中は、「スポット傍受」と「記録中」が赤色表示されます。

令状記載傍受をしようとするときは、「令状記載」をクリックします。そうすると、「令状記載」と「記録中」が赤色表示されます。外国語等傍受、他犯罪傍受及びスポット傍受についても同じです。

傍受を終了しようとするときは、「記録停止」をクリックします。そうすると、「記録停止」が赤色表示されます。

4 スポット傍受の時間間隔に関する警察本部長の指示

今回の傍受の実施について、以下のとおり警察本部長の指示がなされており、これに基づいてスポット傍受を行うこととしています。

(指示の内容)

スポット傍受を開始した場合は、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。

(1) 該当性判断がつかない場合

- ① 該当性判断がつかないとしても、第1回目のスポット傍受の開始時から____以内にスポット傍受を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。
- ② 中断の時点から____が経過した後において、通話が継続しており、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、スポット傍受を再開するものとする(再開後は、③に移行)。
- ③ スポット傍受を再開した場合も、できる限り速やかに該当性判断を行うようにしなければならない。仮に、該当性判断がつかないとしても、スポット傍受の再開時から____以内にスポット傍受を中断しなければならない(中断後は、②に移行)。ただし、話者・話題の転換を認めたために白紙の状態では該当性判断をしなければならないときは、①に移行する。

(2) 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであると認めて傍受を終了した場合

- ① この終了時から____を超えて通話が継続しており、当該終了時における話者・話題が転換していないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする(開始後は、②に移行)。
- ② スポット傍受を開始した場合、話者・話題が転換していないことの確認をできる限り速やかに行うようにしなければならない。この場合のスポット傍受は、仮に確認がつかないとしても、開始時から____以内に中断しなければならない(中断後は、①に移行)。ただし、話者・話題の転換を認

めたために白紙の状態で該当性判断をしなければならないときは、(1)①に移行する。

(3) 注意

以上の時間が経過する前であっても、傍受すべき通信に該当しないことが明らかである場合に直ちにスポット傍受を終了することはもちろんのこと、法第15条に規定する通信である可能性が認められるなどスポット傍受を継続してよいかどうか判断に迷ったときも、慎重を期して、指示した時間が経過しなくともスポット傍受を終了するようにしなければならない。

5 通信傍受法第20条第1項の封印の具体的方法に関する事項

前述のとおり、傍受中は常に2つの記録媒体に同時に記録しますが、

- 傍受の実施を中断したとき
- 傍受の実施中に記録媒体を交換したとき
- 傍受の実施を終了したとき

は、記録された2つのうちの1つについては、速やかに、立会人に封印を求めるとされています。そして、立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、裁判官に提出しなければならないこととされています。

封印の具体的方法は、次のとおりです（別添2の図（省略）を御覧ください）。

- (1) 当方で用意した粘着式紙片に、封印した年月日時分及び当該記録媒体の残容量を記載の上、署名押印してください。
- (2) (1)の粘着式紙片を記録媒体を収納したケースの外側から開閉される部分にまたがるように貼り、更にその上から、当方で用意したシール（透明で、剥がすと「開封済」と浮き出ます。）を帯状に貼り付けてください。

6 立会人であった方の保護

立会人であった方の氏名又はこれらを推知されるような事項は、みだりに公にされることは決してありません。したがって、立会人であった方に危害が及ぶということはほとんど考えられませんが、万が一そのような兆候がありましたら、警察に御連絡ください。警察においては、必要に応じ、保護のための措置を講じます。

7 秘密の保持

通信の傍受に関与した者等は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（通信傍受法第28条）ことに注意してください。

私は、以上の説明を理解しました。（署名欄）

外国語等通信翻訳等・聴取等状況書

年 月 日

警察
司法警察員

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第13条第2項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のために行う翻訳、復号又は復元（以下「翻訳等」という。）及び翻訳等がなされた通信の内容の聴取又は閲覧（以下「聴取等」という。）を行った状況は、以下のとおりである。

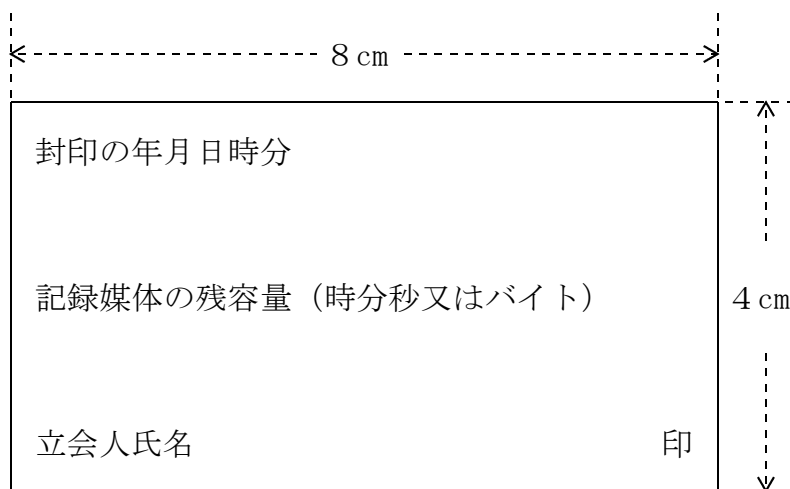
1 翻訳等の状況

- (1) 実施者
- (2) 実施年月日時
- (3) 実施場所
- (4) 翻訳等が行われた部分の特定
 - ア 通信記録物等を特定するに足りる事項
 - イ 翻訳等が行われた部分を特定するに足りる事項
- (5) 翻訳等の方法
- (6) 通信傍受規則第13条第3項の規定による措置の内容

2 聴取等の状況

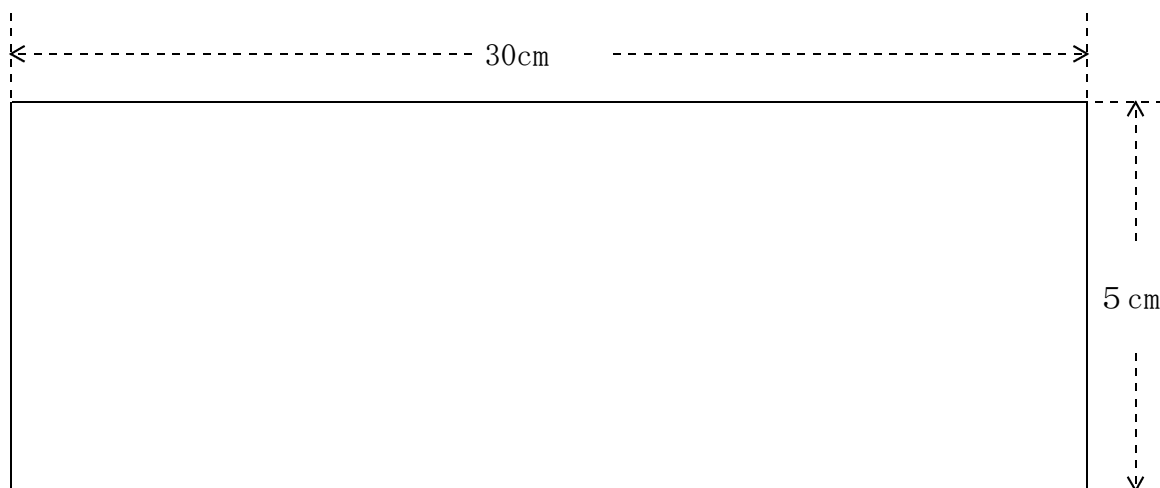
- (1) 実施者
- (2) 実施年月日時
- (3) 実施場所
- (4) 聴取等が行われた部分を特定するに足りる事項
- (5) 聴取等の方法

粘着式紙片



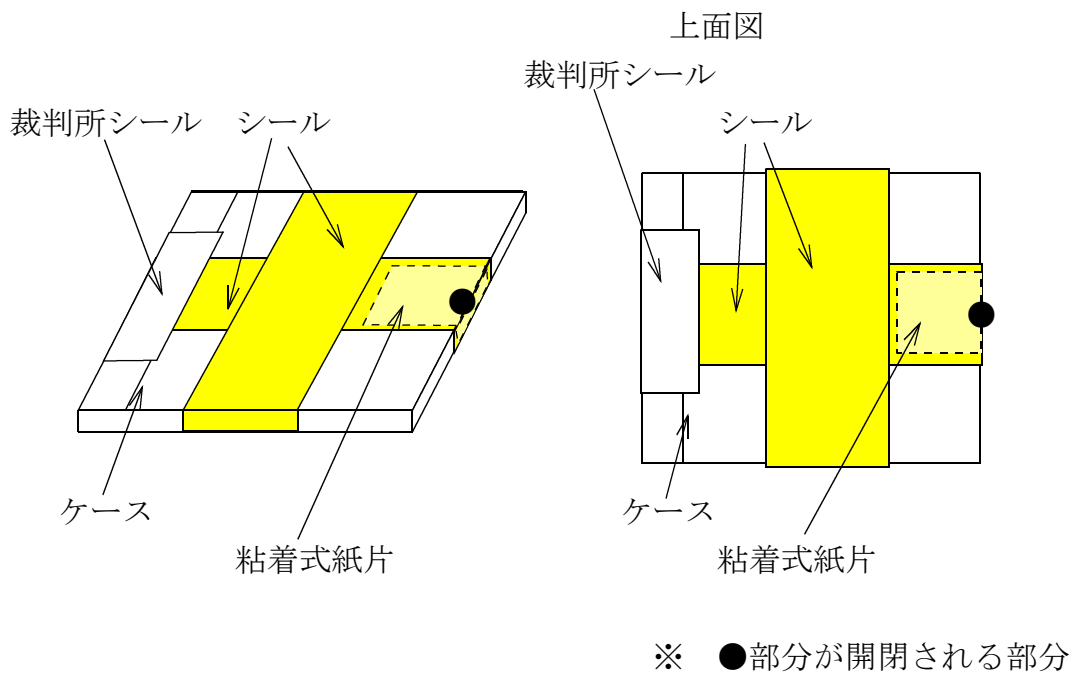
(注意) 粘着式紙片は、白紙のものを使用し、記載事項は全て立会人に記載させること。

シール

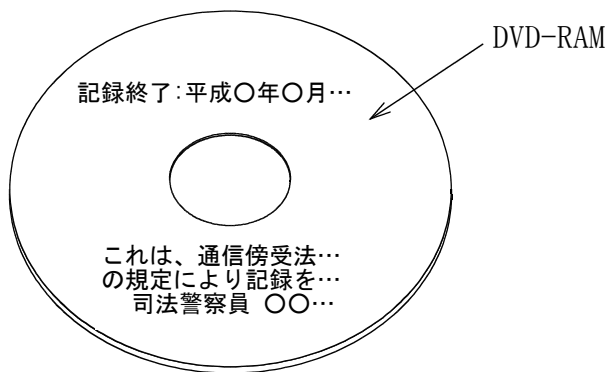


(注意) シールは、透明で、剥がすと「開封済」と文字が浮き出るものとする。

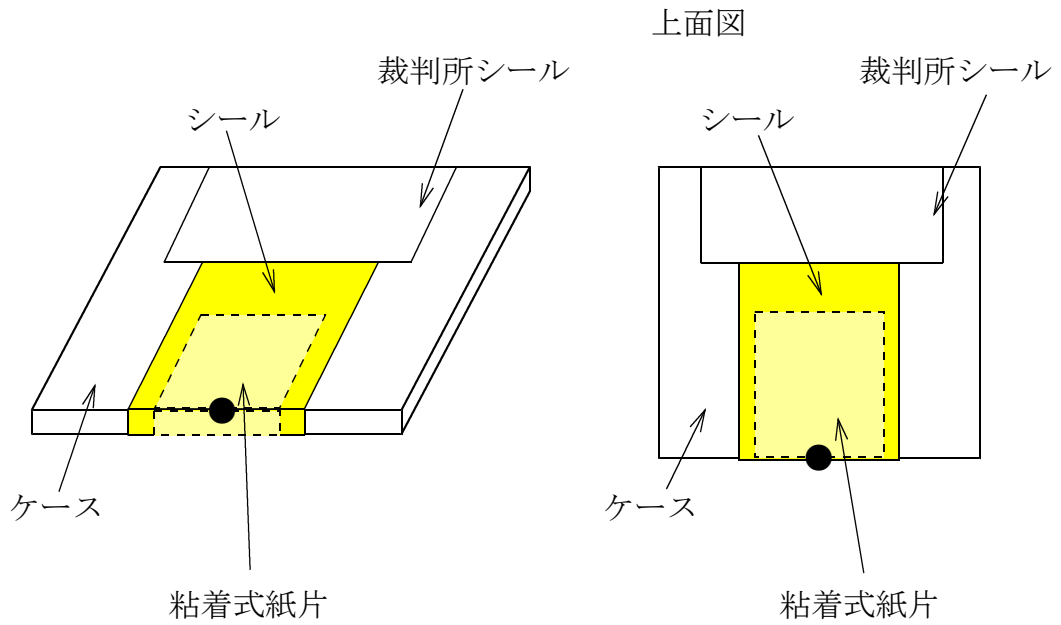
ケース（DVD-RAMの場合）に粘着式紙片等を貼付して封印した見取図



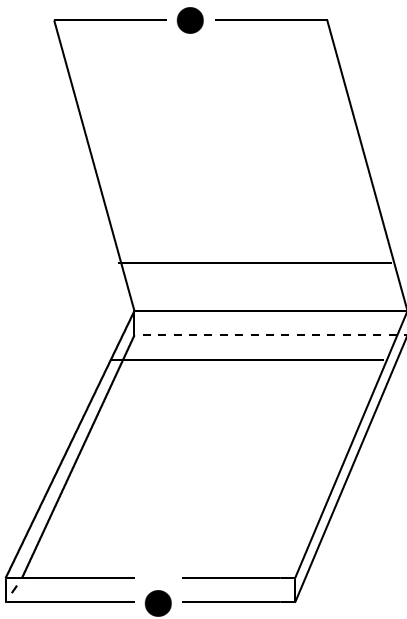
DVD-RAMに署名した状態



ケース（フロッピーディスクの場合）に粘着式紙片等を貼付して封印した見取図



ケースを開けた時の状態



※ ●部分が開閉される部分